



# 4 補装具

## 補装具

身

身体機能を補い又は代替するための補装具について、購入や修理費用の9割又は全額を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者</li> <li>・難病患者で一定の基準を満たす方</li> </ul> } 補装具の種類ごとに要件があります。 →詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。			
補装具の種類	視覚障がい	視覚障害者安全杖(白杖)、義眼、眼鏡(色めがねを除く)		
	聴覚障がい	補聴器		
	肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置 ★車椅子、★歩行器、★歩行補助杖		
		18歳未満のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	
※ ★については、介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先です。 ※ 補装具の種類ごとに耐用年数が定められているため、耐用年数内で必要な場合は修理となります。				
自己負担額	1割負担(非課税世帯、生活保護世帯の方は無料)			
	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯		
	区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
	一般	市民税課税世帯(均等割のみ課税を含む)	1割	37,200円
	低所得	市民税非課税世帯	負担なし	0円
	生活保護	生活保護世帯	負担なし	0円
※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。				
手続きの流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ① 申請・面談《窓口:鎌ヶ谷市役所 障がい福祉課》            ・補装具の給付を受けるには市役所での申請・面談が必要です。            ・必ず購入前に申請してください。            </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ② 県の面接判定《場所:東葛飾障害者相談センター》            ご本人、業者、県の判定員、障がい福祉課職員で東葛飾障害者相談センター(我孫子駅前)にて判定(検査)を受けます。検査は1~2時間ほどかかります。           <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ③ 市からご自宅に決定通知書を発送します。その後、業者から納品されます。            <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ④ 県の適合判定(検査)《場所:東葛飾障害者相談センター》            納品後、再度東葛飾障害者相談センターに行き、適合判定を受けます。           <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ⑤ 支払い            市から業者に補助金を支払います。         </div>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。</li> <li>・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。</li> <li>・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。</li> </ul>			

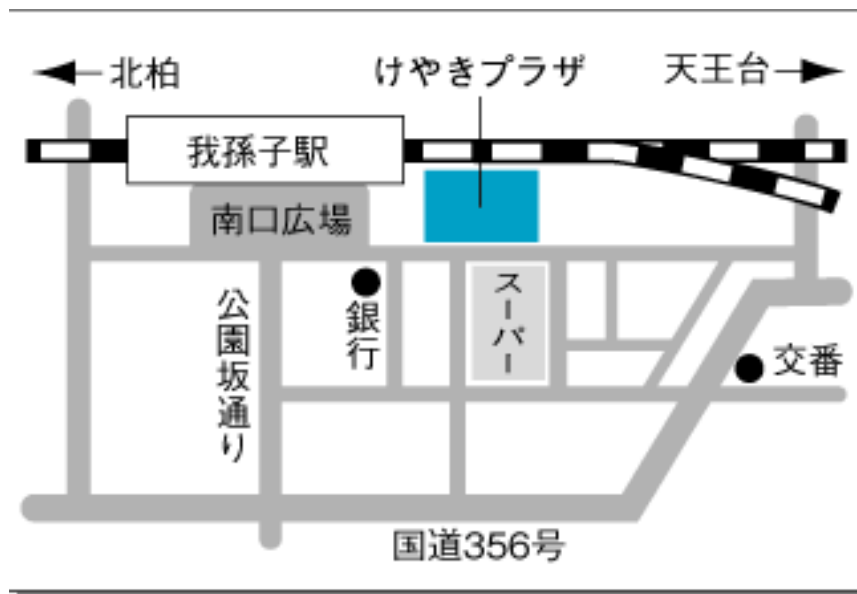
判定は、完全予約制です

予約は障がい福祉課の地区担当を通して行いますので、申請の際にご相談ください。

判定会場 東葛飾障害者相談センター 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内3階  
電話 04-7165-2422

駐 車 場 東葛飾障害者相談センター利用の方は料金無料となります。  
センターに駐車券をご提示の上、押印を受領してください。

会場に到着したら、東葛飾障害者相談センター窓口にお声かけください。



窓口 障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)

目次
1 制度一覽
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補器具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公営料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーガイド